別表1 (第5条 対象経費)

経費項目	補助対象経費	補助対象とみなされない経費	備考
謝金	外部の講師・指導者等団体構成員以 外の者に対する事業協力への謝礼 (事業参加料等が無料の場合を除 く)	①団体構成員への謝礼 ②謝金代替としての商品券や物品等の購入 ③1回あたりの謝金単価が2万円を超えた場合の、2万円を超えた部分	参加者300名を超え る大規模講演会の場 合の講師謝金は個別 に判断
旅費	①外部の講師・指導者等が事業会場までに要する交通費・宿泊費の実費に相当する経費②団体の構成員が事業に要する交通費に相当する経費③団体の構成員が外部の講師・指導者等との打合せのために打合せ場所までに要する交通費に相当する経費	①日当等交通費以外の旅費 ②宿泊時の食事代 ③事業参加者に対する旅費	1泊あたり2万円を超える宿泊費及び海外からの渡航旅費は個別に必要性を判断する。
消耗品費	①その事業にのみ使用し、使い切る 消耗品の購入に要する経費 ②募集 案内チラシ・ポスターおよび報告書 等の作成のための印刷用紙の購入経 費	①余興的経費(参加記念品、賞品、花 火など) ②事業終了後も使用可能 (廃棄や贈与を含む) な物品および成 果物等の材料 ③団体が日常的に使用するもの(文房具 等) ④単価1万5千円以上の物品	単価1万円未満の消耗品は、積算内訳を省略できる。ただし品名を付記することとする。
食糧費	①外部の講師・指導者等との打合せ 時の茶菓代 ②事業が午後 0 時又は 午後 7 時をまたいで開催される場合 で食事休憩がある場合の外部講師・ 指導者等の食事代 ③事業当日の外部 講師・指導者の茶菓代	①団体構成員のみの会議の茶菓代 ② 左記の補助対象経費を除く食事代、 食材費、酒類に要する経費	補助対象経費となる茶菓代は一人1回五百円以下とし、食事代は一人1回千円以下とする。
印刷製本費	事業参加者募集案内チラシ・ポスタ ー、 レジュメ等の当日配付資料、事 業報告書等の印刷経費	①団体又は団体構成員の印刷機を使用して印刷する経費 ②団体の記念冊子等の作成経費 ③写真プリント代 ④団体内部の会議に使用する資料の印刷費	印刷部数は、募集人 員・参加者数に応じ て適正な数量とす る。
通信 運搬費	①活動に伴うハガキ・切手代(募集 案内チラシ・ポスター、プログラ ム、事業資料・外部講師との打ち合 わせ書類の配送に必要な経費) ② 事業会場までの資材等の運搬に要す る経費(団体構成員の自家用車等で 運搬した場合には有料道路通行料の み)	左記の補助対象経費を除く通話料・通信料	
委託費	会場設営及び資材運搬に係る委託費	左記の補助対象経費を除く委託費	
使用料	上げ経費 ②事業の当日使用する機	場料及び寺社等の拝観料	ために必要なインタ- ネット等の環境を整(